

# 令和元年度第1回新宿区総合教育会議

令和元年8月28日

新宿区教育委員会

## 令和元年度第1回新宿区総合教育会議会議録

日 時 令和元年8月28日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時05分

場 所 新宿区役所第一分庁舎7階会議室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委員長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	平 井 光 雄	企 画 政 策 課 長	大 柳 雄 志
総 務 部 長	針 谷 弘 志	総 務 課 長	鯨 井 庸 司
次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄

書記

総 務 課 係	黒 川 哲	教 育 調 整 課 係	平 明 生
---------	-------	-------------	-------

- 1 開 会
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- 3 閉会

**【添付資料】**

- ①令和元年度第1回新宿区総合教育会議次第
- ②令和元年度第1回新宿区総合教育会議座席表

◎ 定足数の確認

○総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、令和元年度に入り最初の総合教育会議でございますので、初めに当会議を構成する委員を御紹介させていただきます。当会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項により、区長及び教育委員会で構成されます。

初めに、吉住健一区長でございます。

続きまして、教育委員会酒井敏男教育長でございます。

続きまして、教育委員会菊田史子教育長職務代理者でございます。

続きまして、教育委員会羽原清雅委員でございます。

続きまして、教育委員会今野雅裕委員でございます。

続きまして、教育委員会古笛恵子委員でございます。

続きまして、教育委員会星野洋委員でございます。

続きまして、当会議の事務局を担当しております職員の紹介をさせていただきます。

総務部長の針谷でございます。

総合政策部長の平井でございます。

教育委員会事務局次長の村上でございます。

企画政策課長の大柳でございます。

教育調整課長の齊藤でございます。

教育指導課長の長田でございます。

教育支援課長の内野でございます。

学校運営課長の菊島でございます。

中央図書館長の佐藤でございます。

最後になりましたけれども、私、総務課長の鯨井でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、会議の定足数を確認いたします。

会議の成立には、区長と当会議を構成する委員6名の半数3名以上の出席を必要といたしますが、本日は全員に御出席をいただいております。

新宿区総合教育会議運営要綱第2条第3項の規定に基づきまして、本日の会議は成立して

おりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、次第に沿って区長が進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、区長、よろしくお願いいたします。

---

## ◎ 開 会

○区長 教育委員会の皆様におかれましては、日ごろから教育行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今年度初めての総合教育会議でございますので、一言、御挨拶申し上げます。

昨年度の総合教育会議では、新たな教育ビジョンや総合計画、第一次実行計画がスタートを切った年であったことから、これらの計画を着実に推進するとともに、取組を一層充実していくため、「これからの子どもの育ちと学びを支え高めていくための取組」を大きな観点とした上で、教員の負担軽減と子どもたちと向き合う時間の確保の視点から、「学校及び教員の環境整備について」、支援が必要な子どもへの配慮の視点から、「ICTのさらなる活用について」、また、中学生の積極性を育み、多様な学びを支援する視点から、「東京2020大会に向けた気運醸成について」、そして、さまざまな教育施策を推進していく上での大前提となる「子どもたちの健康について」の4つのテーマで意見交換を行いました。区と教育委員会とが、ともに今後10年間を見据えた教育ビジョンや総合計画のスタートを切った年にあって、具体的な課題の解決に向けてこれまで以上に連携を深めることができたと考えています。

今年度の総合教育会議におきましても、教育目標や新宿区教育大綱を踏まえ、次代を担う子どもたちが自分らしく成長していけるまちの実現に向けて議論を行っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本年の10月1日からは、国の法令改正により、幼児教育・保育の無償化が実施される予定です。新宿区でも、国の方針を踏まえ、子育て世帯に対する支援のさらなる充実のため、幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減について適切に対応していきたいと考えております。幼児教育・保育の無償化は保護者の方々の選択に幅を持たせ、ひいてはこれからの子どもたちの学びや育ちにも大変大きな影響を与えるものとなりますので、教育委員会の皆様とも十分な連携を図っていきたいと考えております。

それでは、令和元年度第1回新宿区総合教育会議を開会いたします。

まず、「新宿区総合教育会議運営要綱」第6条に基づき、本日の議事録署名人を1名選出したいと思います。

本日の議事録署名人については菊田教育長職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

それでは、本日の署名人は、菊田教育長職務代理者をお願いいたします。

○菊田教育長職務代理者 承知しました。

○区長 よろしく申し上げます。

○菊田教育長職務代理者 先ほど区長から、幼児教育・保育の無償化に向けた今後の御認識についてお話がありましたが、教育委員会といたしましてもこれからの幼児教育・保育にとって大きな転機となるものと受けとめております。ぜひ、区長と足並みをそろえて、次代を担う子どもたちを育てなければと思っております。

---

## ◎ 議 題

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

○区長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第の2「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」に入っていきます。

総合教育会議における協議事項としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「大綱の策定に関する協議」、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議」、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議」の3つが規定をされています。

これまで、総合教育会議では、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」には、そのことを最優先

に協議することを確認した上で具体的な意見交換を行ってまいりました。

このことを踏まえて、今年度の総合教育会議においても、これまでと同様に「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」が発生した場合は最優先に協議することとした上で、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」を議題としたいと思います。

平成27年度に策定した新宿区教育大綱では、教育ビジョンに掲げる「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」や「新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現」、「時代の変化に対応した、子どもがいま学び学ぶ教育環境の実現」の3つの柱と、めざすまちの姿としての「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」を大切な理念として教育委員会の皆様と共有させていただいています。

そうした中、昨年度、教育委員会においては新たな教育ビジョンの計画期間の初年度として78に及ぶ個別事業を具体的に進められ、また区としても新宿区の“めざすまちの姿”の実現に向けた総合計画及び第一次実行計画を推進する最初の年となったものです。

新たな教育ビジョンでは、教育目標の実現に向けて、変化の激しい時代を生きる力を育成する取組の一つとしての「英検チャレンジ」や特別支援教育の一層の推進としての「中学校への特別支援教室の開設」、教職員の勤務環境の改善などに向けた「部活動を支える環境の整備」や「教員の働き方の意識改革等」といった、新たな個別事業に果敢に取り組まれています。

こうした中、教育ビジョンや総合計画をより着実に推進していくとともに、新たな教育課題にも目を配りながら、新宿区の子どもたちの一層豊かな育ちと学びをどのように実現していくのかという観点から、それぞれの取組がより効果的なものとなるようにするにはどのようなことが必要かについて意見交換を行いたいと考えておりますが、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

○**菊田教育長職務代理者** 昨年度の総合教育会議では、「学校及び教員の環境整備について」や「ICTのさらなる活用について」、「東京2020大会に向けた気運醸成について」、そして、「子どもたちの健康について」の4つをテーマとした意見交換を通して課題解決に向けた意識が共有され、区長を初めとする区の行政との連携が一層進められたと思っております。

その後、教育委員会では、区長部局との連携のもと、取組の具体化と充実を主眼に第一次実行計画に掲げる計画事業のローリングを進めるとともに、これを教育ビジョンの個別事業

に反映いたしました。

その結果、今年度から「ICTを活用した教育の充実」では、ICTを活用したプログラミング教育等の教材の導入及び教員の研修が区立小学校全29校で行われたり、「部活動を支える環境の整備」では、学校現場に11人の部活動指導員が配置され、生徒と教員の双方にメリットとなる、より柔軟で効果的な部活動の指導が開始されるとともに、円滑な指導体制の定着に向けた指導員研修が実施されています。

このほか、総合教育会議での意見交換を通じて、全学校・幼稚園におけるタイムレコーダー及び留守番電話の活用や、「学校の法律相談体制の整備」による継続的な学校への支援、また、各中学校が行う東京2020大会に関連した創意工夫ある生徒会活動への支援といった取組につなげることができましたことについて、感謝の気持ちを申し上げます。

教育委員会といたしましても、新しい教育ビジョンのスタートから1年を経て、教育委員会事務局のみならず学校現場からも、取組の成果や課題、また、それを踏まえた工夫や改善のあり方といったものが徐々に明らかになってくる今年度が、今後の教育行政を進めていく上で大変重要な年になると受けとめておりまして、この点、区長と同様の認識でおります。

また、令和2年度には小学校で、令和3年度には中学校で、それぞれ新しい学習指導要領を全面実施する予定となっており、これからの時代における子どもたちの育ちを見据えた新たな学校教育を区長とともに実現していきたいと考えております。

区長と幅広く意見交換をして、さまざまな課題について認識を共有していくことができれば、教育ビジョンや第一次実行計画の取組をより実り多いものとし、また、今後の教育課題にも柔軟に対応していくことができると考えておりますので、こうした観点から区長と一緒に考えていきたいと思っております。

○区長 菊田教育長職務代理人、ありがとうございます。

区長部局においても、今年度は総合計画及び第一次実行計画に掲げる取組の2年目に当たります。

総合計画に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けて、まずはそのアクションプランである第一次実行計画の取組を着実に推進していくとともに、区政を取り巻く情勢の変化や社会的な関心、新たな課題等に対しては柔軟に対応し、事業や取組の成果を高めていく必要があります。そして、そのことが、教育ビジョンの推進を通じて子どもたちや教職員の方々、地域の方々にもしっかりと伝わっていくようにしたいと考えております。

そのためにも、本日は教育委員会の皆様と教育課題の共有を図り、新宿区の子どもたちの



育ちと学びについて議論を深めたいと思います。

それでは、本日の総合教育会議では「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」を観点として意見交換を行いたいと思いますが、皆様、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○区長 ありがとうございます。

それでは、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」を観点として意見交換を行っていききたいと思います。

それでは、初めに御発言いただけます方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 それでは、昨年度に引き続いて喫緊の課題である教員の働き方改革について述べさせていただきます。この問題は文部科学省、東京都、新宿区、そして学校現場に重なり、改革も難しいので、少し間口を広げて話をさせていただきます。

教員の働き方改革については、既に具体的な取組の方策がそれぞれに進んでいますが、文部科学省が本年1月に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に掲げられた「勤務を要する日の在校等時間について、条例等で定められた1日の勤務時間を超えた時間の合計」が、1カ月では45時間、1年間では360時間を超えないようにするとの目標には、まだまだほど遠いと感じています。

慌てることなく、時間をかけて進めるしかないのですが、学校訪問に伺った際、あるいは教育委員会事務局のこれまでの説明では、まだ行方は見えてきていません。中教審の方針の具体化や、文部科学省、東京都の具体的な対応策が示されたとは言えない現状からすれば、やむを得ないことであろうと思っております。

教育公務員は、多くの子どもと各家庭との長期的なかかわりを持ち、また学校という時間的にも場所的にも拘束され、さらに職務内容も厳しい枠組みとノルマが課せられています。さらに、その仕事の影響は一人の人生を決め、あるいはどのような社会を形成することになるかといった重要な任務を帯びています。小さな改革の成果に甘えることなく、長期的に大きな心構えを持って取り組まなければならないと考えます。

こうした前提に立った上で、僕からは、大きく5つの点について触れたいと思います。

第1に、令和2年度から小学校、令和3年度からは中学校と、新たな学習指導要領が全面实施されますが、これに伴い小学校3・4年生では外国語活動が必修化され、5・6年生では英語が教科化されます。そのほか道徳の教科化やプログラミング教育の必修化など教

科内容が充実されることは望ましいのですが、その一方で、先生方のさらなる長時間労働を招きかねないという要素があります。この大枠の問題をどのように捉えるかは非常に重要であると思っております。

第2に、先ごろOECDによる小・中学校の教員の勤務実態の調査結果が発表されましたが、小学校については15、中学校については48の国と地域の中で日本は最低のレベルにあるというものでした。

中学校の教員の1週間当たりの勤務時間は、調査参加国の平均が38.3時間であったのに対して、日本は56.0時間でしたので、18時間近く長い勤務をしていることとなります。また、5年前の調査よりも4時間近くもふえております。いろいろな手法によって働き方改革をしようと努力する中で、このような結果が出ているわけです。また、小学校の教員については54.4時間で、こちらも他の国よりはるかに長いという結果でした。

問題は、こうした実態があるにもかかわらず、このうち授業に充てる時間が日本の中学校では週18時間であるのに対して、参加国の平均は20.3時間と2時間以上も長いということです。しかも、事務作業に充てる時間は日本の中学校の5.6時間に対して参加国の平均は2.7時間と半分以下の短さです。また、課外活動に充てる時間は日本の中学校の7.5時間に対して参加国の平均は1.9時間と、日本は4倍近い時間を使っているということとなります。

第3に、OECDの調査結果では、例えばICTを活用したり、生徒に批判的な思考を促す、あるいは勉強への自信を持たせたり、といった指導について、中学校教員の実践の程度や自己評価が日本の場合は相当低くなっております。国柄の違いもあると思いますが、先生方の意識のありようについても一度は考えてみなければならないと思います。

第4に、昨今、教員の働き方改革に関するさまざまな取組やプランが出てきています。文部科学省や東京都の姿勢にもかかわることではありますが、新宿区としても、学校現場での経験やその問題の洗い直しなどを通じて、積極的な試みとその可否の報告、望ましい方向性の提示などが必要であると思われれます。この点、教育委員会に折に触れてもっと詳しく丹念に報告していただきたいし、地域協働学校などで支援をいただく方々に伝えていただきたいと思っております。この問題は学校任せでは決して打開できるものではなく、情報を広く共有して、一人でも多くの理解者をつくり出す必要があります。それに、国や東京都からの指示を待つ対応では、遅れるばかりか、外からの支援が受けられにくくなる懸念もあります。

そこで、この点については、自治体や学校現場でできる具体的な取組の事例について述べ

たいと思います。

新宿区でも、昨夏の一斉休暇取得の促進期間は、土曜日、日曜日及び国民の休日を含めてわずか5日間でしたが、この夏は9日間にふやすことができました。ただ、それでも新宿区よりもかなり長時間の変形労働時間制を採用している自治体もふえてきています。

静岡市では教員のいわゆる「早番」「遅番」のシフト制を実施している公立学校がありますし、横浜市では勤務時間帯を12のパターンから選ぶフレックスタイム制を開始しています。

また、小学校での学級担任制から教科担任制への切りかえを模索するところも出てきています。ICTの活用による校務の効率化や地域人材の発掘と活用、教職経験者の活用、部活動指導のための外部人材の採用、これらの取組は新宿区でも既に始まっていますが、その他のところでは、校内清掃や登下校時の見守りといったことに対する地域の協力の具体化などの課題についても各方面でいろいろな検討がなされ、あるいは試行が始まろうとしています。

さらには、学校の授業や試験のあり方を問う試みも出てきています。

千代田区立麴町中学校の工藤校長が取り組まれている定期試験の廃止と單元ごとの小テスト化、また、宿題という形ではなく、自発的に学ぶことができる各生徒の勉強方法の開発や、生徒による自主的な学校行事の企画・実施などの取組も見受けられるところです。

従来の宿題というノルマ型の勉強でいいのか、むしろ個々人にマッチした多様な勉強の方法をもっと研究開発し、子どもたちに適応させて、みずから「勉強はおもしろい、伸びている感じがする、もっとやってみたい」といった気持ちにいざなうことこそ本来の教育のありようだと思っております。

工藤校長の行われる実践がどこまで各学校に適したものになるかはわかりませんが、少なくとも学校教育における校長の権限がこうした試みを進める上でいかに大きいものかを示唆しており、こうしたことを生かした試行錯誤がもっとあってもよいのではないかと思います。

各学校現場が横一列になって上からの決定方針に従うだけではなく、新しい試みをあちこちで始めて、その成果や課題を互いに報告し合い、良い部分を広げていく、このような努力が必要なのだと思っております。

また、以前、新宿区で教育指導課長を務めておられた横溝校長は、現在、目黒区で授業1コマを45分から40分に短縮する試みをされております。これは都教委の先行的なテストケ

ースのようですが、「主体的・対話的で深い学び」という、時間がより長く必要と思われる新学習指導要領の方針からしますと、先生方がこの時間の中で狙いを押さえた学習ができるのか、疑問もあります。ただ、とにかく実際にやってみてその成否を問うてみるという意味はあろうかと思えます。これまでのように標準授業時間数という数量から考えるのではなく、どうすれば授業の質を高められるかという別の視点が出てきてもいいのではないかと考えております。

第5に、教員の長時間勤務の実態を改善していかないと教育の質を低下させていくことにもなりかねないということを指摘しておきたいと思えます。というのは、平成30年度採用の小学校の教員の競争倍率は3.2倍で、対前年度比で0.3ポイントも下がっています。小さなことのように見えますが、実は過去最低の数字です。東京都における倍率は今年度1.8倍と過去最低であり、昨年度の2.7倍から0.9ポイントも下がっています。また、広島県では、採用の基準を下げずに質の維持を重視した結果、昨年度は倍率2.2倍であったところ、今年度は470人の採用予定に対して420人しか採用できませんでした。また、教員を養成するような大学や学部の卒業生が教員にならずに他の企業等に就職した割合は、平成25年度には17.1%だったものが、平成30年度、つまり5年後には24.5%にまでふえ、教員のなり手が減ったというデータも出ているところです。

これに対して、大阪市が今年度の初任給を月3万円ほどアップさせて待遇を改善したところ、応募がふえました。また、新潟県では来年度の採用試験から志願者が苦手としがちな音楽と体育の実技をやめました。新潟県の場合、今年度の倍率が1.2倍にまで下がったことが大きな要因としてあるようですが、1.2倍では6人に1人しか落ちないわけですから、質の高い教員を確保していく上で、良いとは言いがたい状況かと思えます。

ベテラン教員とされる世代の大量退職、また、若い層の人口減少という人材難の中で、教員の質を下げることなく、いかに確保していくか。これには、高い倍率を確保して質の高い教員を選ぶことのできる環境をつくらなければならないと思えます。人口が集中する東京都でさえ競争倍率が下がっているのです。若い人たちが過重労働を嫌う、あるいは、昨年報道されている教員の長時間勤務を敬遠するといった、その要因がこうした実態にあるとするならば、質の高い教員は減り、ひいては教育の質が下がるということにもなりかねません。

この構造的な課題に対してはできる限り早期に打開の道を開いていくことが必要で、そのためにも教員の働き方改革にはこれまで以上の努力と工夫、また、地域の人材への支援の

要請や発信が必要になってくると思います。

さらには、秋以降に若干改善されるようですが、多くの学校で活動している学習指導支援員などの非常勤職員の方々の処遇面、この待遇を改善して人材の確保につなげていく努力は今後さらに求められるものと思われま。

そして、最後にもう一点。

教育は人間にプラスをもたらすことが多い反面、どうしてもそれに伴ってマイナス分が出てくることもあり、その点について一言つけ加えさせていただきます。

人工知能や多様な情報技術が生活の各面に導入されようとしています。しかし、それらが幾ら発展しようとも、それはあくまでも本源的な人間というものを超えることはあり得ません。人間形成や心、すなわち情緒性の育成はやはり人の手によることが最高の手段だと思ひます。電子機器などに期待し、依存し過ぎることの危険性は十分に考えておかなければならないと思ひています。教育がそれに流されないことが肝要です。

また、人間の優秀性とは、単に時代やそのときの社会的ニーズに順応していくことなのか、あるいは、平凡であっても社会的、公共的に適応でき、比較や批判の目を持ちつつ豊かな人的交流が可能な資質を持って生きていくことなのか、教育がその視点を間違えてはならないと思ひております。

以上です。

○今野委員 ただいま羽原委員から、教員の働き方改革の問題について広い視野から構造的な課題をお示しいただきました。私からは、その中の一部になりますけれども、改善のための一つの方策について述べたいと思ひます。

まず、教員の勤務実態については、これまでの取組によって一定の改善があったものと受けとめています。最も新しいデータでは、1年半前のデータと比較して、小学校、中学校ともに平日1日当たりの平均在校時間が2時間程度も短くなっています。タイムレコーダーによる勤務時間の把握や留守番電話の導入といったところから取組が始まったわけですが、ある程度改善が見えたものと思ひています。

しかし、目的に掲げられたような改善にはまだまだ道のりがある状況ですので、引き続き考え得る限りの見直しや改善の取組を総合的に推し進めていく必要があると思ひます。そうする中で、教員が今担っている業務をできる限り精選して、子どもたちの指導・育成に集中してもらうことが大切であると思ひています。

諸外国では、教員が本来の教育指導業務に専念できるように、多様な人員を配置すること

によってそれを実現しているようです。日本においても、教員以外でできるものは他の人が担うようにすることがまず大切なのではないかと思っています。

その中で私が特に有効ではないかと思っているのは、現に今いらっしゃる学校事務職員の方々の活躍の促進です。

教員は、授業や児童・生徒への指導、成績処理、保護者対応といった業務のほかにも、実にさまざまな事務作業を行っています。しかし、その中にはある程度事務職員ができるもの、あるいはそうしたほうが適当なものがあるように思います。少し考えただけでも、各種調査や統計物の調製や回答であるとか、報告書の作成、また、学校内の諸連絡や関係者の日程調整などが思い当たりますが、これら全てを教員がやらなければならないとは思えません。

それから、現在、学校には教員のほかにもALTやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどさまざまな方がかかわっていらっしゃいます。新しいところでは部活動指導員などさまざまな方が入ってきているわけですが、「社会に開かれた教育課程」や「チームとしての学校」などの考え方から、さらに多様な方々がふえていくことが予想されます。こうした方々の管理的な業務についても事務職員が担える部分が相当あるはずだと思います。

さらには、地域協働学校運営協議会の運営支援や個別のボランティアの方々に関することなど、地域との連携協働の分野についても、もっともっと事務職員の方々がかかわっていくことができる部分があるのではないかと思います。

また、最近の学校教育改革では、学校の的確なマネジメントの重要性がうたわれています。そうしたことから、学校事務職員の機能強化や役割の拡充、活躍促進といったことが一つの重要なポイントになるのではないかと思いますし、そのためにはまず学校の中で教職員それぞれの担当業務の範囲や内容をはっきりさせ、役割分担をある程度明確にしておくことが必要だと思います。これが曖昧だと、学校によっては、自分とは関係のない業務だと思って空白ができたり、逆に担当が重複して責任がはっきりしなくなったりと、統制がとれなくなるということにもなりかねません。ある程度明確に規定して、それぞれの範囲の中で積極的に取り組んでいただくことができるようにする必要があると思います。

従来、日本の学校では、ややもすると職員の強い責任感から、教員が全てを担うべしとの風潮があったと思いますが、そうした教員の意識改革の面からも、学校全体で仕事の分担を見直すという作業が欠かせないと思います。

学校運営上の実務という点では、業務が副校長に集中してしまい、これがために教員の勤務実態調査でも校長や一般教員に比べてさらに副校長の勤務時間が長いという結果も出ていますが、さらに、こればかりでなく副校長については精神的な健康の面でも問題が表出するに至っております。

ある調査では、東京都の公立の小・中学校の副校長の実に35%がかなり重篤なバーンアウト、いわゆる燃え尽き症候群の兆候が見られるということがわかっております。

また、東京都では副校長への選考試験の志願倍率が近年著しく低下しているということもあります。十四、五年前には4倍あったものが、この四、五年は1.1倍程度にまで下がっているようです。先ほど羽原委員から教員を目指す若者が減ってきているというお話がありました。副校長についても、激務であるという実態から敬遠されてしまっていることが大きな課題となっています。東京都だけではなくて、ほかの府県においても同様の傾向があるようです。

いずれにせよ、副校長の勤務状況の改善は喫緊の課題となっています。そうしたことから、副校長の、特に管理業務的な実務の面で事務職員が連動して補佐できるようになれば、副校長の業務負担も軽減できるのではないかと考えています。

以上のように、教員、とりわけ副校長の働き方の改革には事務職員が担うべき業務の範囲の拡大がまず必要であると思っておりますが、あわせて人員の量的な強化についても対応が求められると思っております。新宿区の場合、中学校には都費と区費それぞれの事務職員が配置されていますが、小学校には区費の事務職員がいません。小学校と中学校、どちらも多くの児童や生徒を抱え、学校運営上の違いもそれぞれにあるかとは思いますが、事務量が小学校のほうが明らかに少ないとは言えないのではないのでしょうか。小・中学校にこのような体制の差があることについては、この差を埋めていくような手立てを考えていく必要があると思っておりますので、区長におかれましても、ぜひ教育委員会の取組への御理解と御支援をいただければと思っております。

また、その場合には事務職員の職務能力の向上があわせて必要になりますし、教員や地域の方々との連携や相談の仕方であるとか、そのほかのさまざまな新たなスキルの開発も必要になろうかと思っております。学校運営に積極的に参画していただくという意欲や使命感といったものについても研修などによって高めていただく必要もあるかと思っております。

いずれにしましても、事務職員のさらなる活躍について、学校職員全体でイメージを共有し、信頼感を強めて協働してやっていこうという気運を学校全体で高めていくことも大切

だと思っております。

○**星野委員** ただいま今野委員から、事務職員などにこれまで以上に機能してもらうことが重要ではないかというお話がありましたが、医療の世界でも医師の働き方改革が叫ばれています。

例えば、病棟では、本来医師でなければできないような仕事を看護師が専門の資格を取ってできるようになってきていますし、外来診療では、医師が患者の顔をきちんと見ながら診療できるように電子カルテへの入力を専門に行う事務職が医師の横で作業するというような場面もふえてきているなど、医療の現場では事務職員や看護師といった医師以外の人材の活用がかなり進んできています。

学校現場でも、健康診断の際に事務補助員を活用して、書類記録などの業務について医師や養護教諭の負担軽減が行われている自治体もあると聞いていますので、いわゆる事務職系の方々の一層の活用を進めていくべきではないかと思えます。

○**古笛委員** 私からは、教員の働き方改革に関連して、学校に対する法的支援について述べさせていただきます。

新宿区では、昨年度の総合教育会議でも学校に対する法的支援について意見交換を行い、取組を着実に押し進めていただいていると思います。この取組は全国的に見てもとても早かったと思いますので、今後、より効果的に積極的に利用していってもらうため、改善すべき点や工夫すべき点がないか、これまでの実際の相談事例なども踏まえた上で見直しやフォローアップをしていくことが大切だと思っています。そして、学校現場が何に悩み、何を求めているのかを共有していけるとよいと思っています。

今後の展開として、例えばいじめやネグレクトに遭ってしまった子どもは、教員以外にも養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどに相談することもあるのではないかと思いますので、「チーム学校」の考え方に基づいて、平素接点を持ちにくい養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと弁護士とが情報交換や意見交換をできる場があるといいのではないかと思います。

学校と弁護士とのかかわりが、学校問題支援室を初め、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといったチャンネルにまで広がっていくと、弁護士側の体制の強化も必要になってくるかと思えますので、区長にも御協力をいただけたらと思っています。

また、少し話は変わりますが、昨今、法律家の間では、働き方改革というよりはむしろ「休み方改革」ではないかというようなことが言われています。学校現場でも、「休んで



もよい」というところから一歩進んで、「休まなければならない」というふうに意識を改革していき、教員みずからのため、学校のため、ひいては子どもたちのために、休むべきところはきちんと休むという意識へ変えていくことが大切だと思っています。

○区長 ありがとうございます。

教員の働き方改革については、教育長のお考えも伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○酒井教育長 教育委員会では、昨年7月に取りまとめました「教員の勤務環境の改善・働き方改革 第二次報告書」に基づいて、できることから速やかに取り組んでまいりました。

先月、この報告書からちょうど1年間となりまして、留守番電話の導入のほか、部活動指導員の導入といった取組についても具体的なレベルで作業が進められるとともに、学校現場からも「取組状況や成果の振り返りを行い、さらなる改善に向けて相互理解が深まった」といった声が聞こえてくるようになりました。

この間、タイムレコーダーの記録についても、今野委員からお話がありましたように、2時間程度短くなり、取組の成果が映し出されたものと捉えています。

しかし一方で、「過労死ラインに相当する1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」との当面の目標の実現には引き続き努力が必要であると考えています。第二次報告書の取組を着実に推進していきながらも、学校現場に無理を強い、バランスを崩してしまうことがないように、慌てることなく、学校現場と協調しながら進めていきたいと思っています。

また、今野委員から御発言がありました学校の事務系職員における職務内容の拡大や量的な拡充については、事務局内に設置した「教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム」において、昨年度に引き続き協議・検討を行っているところですので、この検討結果については区長にも御理解と御協力をいただきたいと考えているところです。

○区長 ありがとうございます。

ただいま、教員の働き方改革について、教育長を含め複数の委員から御発言をいただきました。

羽原委員からは、今後、教員の働き方改革を総合的に進めていくに当たって踏まえるべき課題について、5つの視点から御意見をいただきました。私といたしましても、単に何時間削減という数字にとらわれることなく、教育委員会のもとより、現場の先生方の地道な工夫とチャレンジによって、教育の質や先生方の自信、また充実感といったものが維持向上されるような形で改革が進んでいくことに期待をしています。

また、今野委員、星野委員からは学校事務職員の方々の活躍の促進についての御発言、そして、古笛委員からは学校に対する法的支援におけるこれまでの蓄積を踏まえたフォローアップなどについての御発言がありました。いずれも「チーム学校」の視点から、教員の働き方改革を下支えする上で欠かすことのできない重要な御意見であったと思います。教員の働き方改革にはさまざまな取組と同時にこれを支え進めていく多様なスタッフの力がかみ合い、総合的に推し進められることが重要であると考えますので、私としましてもできる限りの協力をさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き御意見を伺いたいと思いますが、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田教育長職務代理者 私からは、子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組の観点から、ICT機器のさらなる活用などについて4点ほど述べさせていただきたいと思います。

1点目は、障害のある子どもたち、あるいは日本語に不自由のある子どもたちへの支援についてです。

昨年度の総合教育会議でもお話ししましたように、各学校では40台から60台程度のタブレット端末を配付して授業で盛んに使われている様子を学校訪問などで拝見しています。だいぶ利活用が進んできて、子どもたちが独自に使いこなすような場面も見られるようになってきました。

個人の利用に関しても、学習障害や日本語に不自由のある子どもたちが、タブレット端末あるいはパソコンの読み上げ機能を使ったり、入力によってノートをとったりすることで学習効果が上がるということはよく知られるようになってきました。新宿区でもその点に対する理解がかなり進んできていると実感しています。

学校訪問をする中でも、学習障害や言語に不自由のある子どもたちに何らかの手立てが必要だということについて、先生方の理解がだいぶ進んできたのと同時に、実際の教育現場で担任の先生が、この子には学習障害があるんだと、これが学習障害なんだということにお気づきになる場面がふえてきているように思います。

そこで、タブレットパソコンを活用してもらおうと効果的なのではないかということになるのですが、一方で、どの端末を使えばよいのかが問題であるといったお話を伺うようになってきました。

ところが、そういう子どもたちについては、結局は自前の端末を持ち込まなければうまく

いかなのような状況も多いため、こうした子どもたちをきちんと支援するための機器が整っている、そういう環境を実現してあげられたらなと思っています。

2点目は、放課後等学習支援におけるICT機器の充実についてです。

放課後の自学自習の時間には、支援を要する子どもたちに対しては特にパソコンは必要なツールですので、ぜひ放課後にタブレットパソコンを個人の学習のために活用できるような端末の整備をお願いしたいと思っています。

3点目は、新宿養護学校におけるICT機器の活用についてです。

新宿養護学校におけるICT機器の使用状況は、私はまだまだ甘いなと思っているところです。体に不自由があっても発語が難しくても、内言語をちゃんと持っているという子どもはたくさんいます。

少し御紹介をしたいものに、東田直樹さんという自閉症の方のお話があります。

この方は口頭で会話をするのができないのですが、実は内言語を持っているということにお母様が気づかれて、最初は文字盤を指すなどして言語を引き出されていきました。この方が中学生になられたとき、筆談とは何ですかと聞かれてタイプで打った文章を御紹介いたします。

筆談とは、「口で会話をする以外のコミュニケーション方法の一つです。みんなは話すことが意思を伝えることだと考えているかもしれませんが、しかし、話すという神経回路を使わずに、文字を書いたり指したりすることで、自分の気持ちを表現する方法もあるのです。僕はとても筆談などできるはずはないと思っていました。その僕が、今はパソコンや文字盤を使って本当の自分の気持ちを表現できるようになったのです。それは、とても信じられないことでした。話せないということは、自分の気持ちを伝えられないことなのです。孤独で、夢も希望もなく、ただ与えられた毎日を人形のように過ごすことなのです。」。

このように内言語があっても発露することができないということはとても苦しいことで、機器を使うことで内言語を引き出してあげるといことは大変重要なことだと思います。

新宿区でも障害者に対する合理的配慮に関するセミナー等をされている東京大学先端科学技術研究センターの熊谷晋一郎先生は、肢体不自由のため車椅子で生活をなさっていますが、どうしてもひとり暮らしがしたかった。ひとり暮らしをするにはいろいろな介助の方の手配を自分でしなければならいけれども、どんなに大変でも自立というのはバラ色のような世界であるということをおっしゃっています。

障害があったとしても、将来を見据え自立させていくためには、やはり内言語を引き出し

て、発信する技能を子どもたちに身につけさせてあげることが大変重要なのですが、そういった視点で新宿養護学校の現在のICT利用があるかという、まだまだ甘いと思っています。この子どもたちには1人1台のICT機器があって、自分の言葉を発信していくツールとして確かに使えるまでの技術を身につけさせてあげられる、そういった環境が必要なのではないかと思っています。

ある新聞記事では、養護学校に通っていたお子さんが、そこで先ほども御紹介した先端科学技術研究センターのプロジェクトにかかわりの深い先生と出会い、パソコンの能力を伸ばすことによって大学に進学し、仕事にもつなげることができたという事例が紹介されていました。このことは、技術さえ身につけば、やがてキャリアにまで結びつく可能性があることを物語っていて、こうした可能性を学校でぜひ探っていただきたいと思います。

また、同じプロジェクトで、肢体不自由のために全く発語ができないお子さんにマッサージ器で刺激を与えてみたところ、瞬間的に発語ができるようになり、初めてその子が自分の言葉でしゃべるのを聞いたお母さんが感激して涙を流されたという事例もあります。技術がありさえすれば、母親ですら聞いたことのないその子の内言語を引き出し、さらには人とかわることで生きる力になっていくので、そうした視点からもICT環境の充実をお願いしたいと思います。

4点目は、より先進的なIT理論に触れる機会の提供についてです。

既にプログラミング教育が各校で進められていますが、残念なことにどの学校でもでき上がったアプリをただ使用するような、そんな授業に終始してしまっている感があります。

教育機器の展示会をのぞいてみても、全体的に既にでき上がっているアプリをいかに売るかという感じになっているように思います。恐らく、学校現場もそれに引き込まれるようにでき上がったアプリを使っている状態だと思うのですが、もともと学習指導要領に示されているプログラミング教育は理論教育であったはずで、どのようなデータを集めるかや、集めたデータをどう使っていくか、どういうプログラムを組んでいくかなど、そういう理論を考えさせることが本来のプログラミング教育であったはずだと思います。

それと同時に、ではこれが、学校の先生がやり切れるかという、私は英語よりもはるかに難しいのではないかと思っています。そこはやはり、データサイエンスなどの専門家の方々に入っただき、教員向けの研修やセミナーをしっかりと行っていただく、あるいは、子どもたちに直接データサイエンスに触れる機会を与えるなどの工夫が必要だと思いますので、御支援をいただけたらと思っています。

○今野委員 ただいま菊田教育長職務代理者から支援を要する子どもたちへのICTの活用についてお話がありましたが、私からは一般の子どもたちに対するICTの活用について述べたいと思います。

新宿区の学校では、これまで区長の御理解もいただきながら、実物投影機などの独自のICT機器の導入がいち早く進んでおります。最近ではタブレットパソコンの導入も始まり、ありがたく思っているところでございます。

私もよく学校訪問に行かせてもらうのですが、教員によってはこれらのICT機器を駆使してすばらしい授業をしている方がいらっしゃいます。しかし、活用状況は教員によってさまざまです。ほとんど使っていないとか、あるいは大きな模造紙に先生が一生懸命手書きされたような、昔ながらの教材を作っていたりというようなこともあります。もちろんそれも有用だと思いますが、せっきくICTの環境がありますので、もっともっと授業の内容や展開に合わせて有効活用していただきたいと思っています。

また、教室で授業の様子を見ていますと、教員やその日の授業にもよりますが、必ずしも全ての子どもが積極的に授業に参加できているようには見えないことがときどきあります。学校や授業によってさまざまですが、私の感じるところでは、ときどき1割ぐらいか、あるいはそれよりももう少し多いぐらいの子どもが授業に参加していないように見えることもあります。

子どもたちにはそれぞれ学習上の課題や家庭の事情等さまざまあるわけで、一概には言えないと思いますが、授業への意欲や理解度がまちまちな中で、従来型の一斉指導による授業を行うだけではある程度限界があるような感じもしています。もちろん、授業の中ではグループ学習や班学習などいろいろな形でそれを補うようにしているところがありますけれども、まだ足りない、あるいは、それだけでは難しいのではないかなとも感じております。

日本の学校では世界的に見てもとてもレベルの高い教育が実際に確保されているというのが一般的な評価だと思いますが、もっと授業の中で、あるいは授業の外でもいいのですけれども、個人学習や自己学習の形態を取り入れることができれば、さらに教育効果が上がるのではないかと考えています。そのためには、ICTを活用して、いろいろな形で自己学習がよりできるような環境を広げていくことが重要なのではないかと思います。

二、三年前のことになりますけれども、ある研究会を開いていて、いろいろな方のお話を伺ったんですけれども、その中にAIの技術者で新しい教育方法の開発をされている民間

教育事業者の方がいらっしゃいました。発表の中で御自身で開発したタブレット教材の紹介がありまして、そのときは数学でしたけれども、子どもが自習をしていて間違えた場合に、その間違え方や寄り道している内容、回答に要した時間などさまざまなチェックをして、一人ひとりの子どもの理解度に合わせた最適な問題を次々に繰り出すというもので、その方たちの調査では従来の座学の7倍の効率で履修できるということでした。宣伝的な要素もあるかと思いますが、大変しっかりした内容でしたので印象的でした。別の機会にその後の御活動の様子を伺ったところ、経済産業省の「未来の教室」実証事業にも位置づけられたものだということがわかりました。

それから、先ほど羽原委員のお話の中でも御紹介がありましたが、今、学校改革で全国的に注目を集めている千代田区立麹町中学校でもそのAIのソフトを授業に取り入れているということで、1年生の数学ではAIのタブレット活用学習で余裕のできた時間で本格的なロボットのプログラミングについてのグループ学習などを行っているということでした。そのソフトが最適かどうかは別としても、ICTを活用した新しい教育ソフトや効果的な学習指導方法がこれからどんどん開発されてくると思います。

今のところ、特別支援教育は障害のある子どもたちのための特別に配慮された教育という位置づけだと思いますが、特別支援教育は本来的には全ての子どもたちを対象に、できる限り一人ひとりの個別のニーズに即した教育の実現を目指すという理念だそうです。そうすると、ますますICTの活用というものが重要かつ有益なツールになると思います。

一方で、ICTの活用にはメリットだけでなく、デメリットも想定されます。簡単にはいかないと思いますけれども、そうした点も踏まえて、地道でありながらも積極的なICT活用授業への調査研究がこれまで以上に必要になっているのではないかと思います。

区長におかれましても、こうした新しい動向や学校の対応などを見守っていただくとともに、適宜、御支援いただければと思っております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

ICTのさらなる活用について、菊田職務代理者からは放課後等学習支援におけるICT機器の充実を初め4つのポイントから御発言をいただきました。中でも新宿養護学校におけるICT環境の充実については、子どもたちの内言語を引き出し、自立した大人への成長を促していく上で有効であるということで、大変興味深くお話を伺いました。

また、今野委員からは、特別な支援を要する子どもに限らず、より一般化した視点として、

全ての子どもたちを対象に一人ひとりのニーズに即したICTの活用が求められているとの御発言でした。

教育委員会におかれては、子どもたちがこれからの社会を生きていくために必要な資質や能力を育むため、新たな教育ビジョンのもと、タブレットパソコンを初めICTの効果的な活用を推進していただいているところかと思いますが、活用を促進していく中で、また、子どもたちの学習効果など日々研究されていく中で、活用の視点がどんどん広がりを見せてきたものと受けとめています。私といたしましても、学校におけるICT機器の充実と、より柔軟で効果的な活用に対して必要な支援をしていきたいと考えています。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思いますが、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 では、外国籍の児童・生徒の問題について、述べさせていただきます。

新宿区内の外国籍の方の人口は全体の十二、三%で、北海道などごく狭い地域の工場などに集中している例を除けば、その割合は全国でもトップクラスです。

外国人に対する教育を初めとした新宿区の対応は、まだやるべきことはいろいろあるとしても、自治体としてほかより劣っていることはないと思っております。

区立の小・中学校には外国にルーツを持つ子どもが600人以上おりますし、日本語指導を受ける児童・生徒が10人以上いる学校は8校にも上っているということです。

ただ、昨年からの出入国管理法の改正、また、先日の日本語教育の推進に関する法律の施行など、外国人の受け入れに伴う各方面の対応はこれまで以上に努力が必要になってきております。日本語教育推進法には強制力がなく、国の予算措置を待つことになるわけですが、自治体としては、日本語教育を進める責務を負うこと、また、外国人労働力の雇用先も日本語などの学習機会の提供や支援に努めることが明記されました。

また、文部科学省のまとめた外国人への教育支援策では、就学状況の掌握、就学案内などの充実、日本語指導の補助員や通訳の確保、多言語翻訳システムの導入、夜間中学校の設置といったことが示されております。これらの具体化は決して容易なことではありません。また、教育のジャンルだけではとても対応し切れません。

長期欠席、不登校、それに虐待などが予想されるケースも少なくありませんが、実態の把握だけでも容易ではありません。経済的な理由から働く親のもとで十分な衣食住やしつけなどが受けられない子どもも多くおりますし、言語や習俗、生活環境などになじめずコミュニケーションを欠くことも少なくありません。健康保険の加入、災害時の対応などにも心配が

あります。

また、日本語能力が十分でないためにハンディキャップとして扱われてしまいかねない子どもたちもいます。新宿区ではないということですが、「日本語ができないイコール障害や支援の学級に投入する」といった傾向もあるようですが、こうした、もし日本人が海外で同じ扱いを受けたとしたら…という視点が必要だと思っております。外国人の保護者には子どもを小・中学校に就学させる義務はなく、そうした壁も残されていますし、高校進学ハードルも高く、就学の条件もかなり厳しくなっています。

こうした状況の中で、どう共生していったらよいか。安い労働力としての外国人とその家族の受け入れにとどめるのではなく、将来、日本とその母国との親善や関係の構築に尽くせるような、そういった気持ちがある環境が果たして実現できるかどうか。反日感情を抱かせることなく、地域の日本人との交流が持てるようになる方策はあるのだろうか、などといった懸念もあります。

教育と福祉の接近、これについてはかねてから述べてきましたが、特に今申し上げたような外国人を取り巻く課題については、ことさら教育と福祉がどんどん接近して境界が曖昧になってきている、そういう課題かと思っております。区の行政と教育委員会とで協力しながら、知恵を絞って努力していかなければならないことだと思っております。

最後にもう1点、外国人とのかかわりという視点からつけ加えさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックまで1年を切りました。具体的な課題もだんだんとあらわれてくると思われまます。また、新宿区の子どもたちも、あちこちで外国人を見かけたり、接触したりすることになりましょう。

もう1年を切りましたが、外国人そのもの、あるいは多様な国々の衣装や風俗、食べ物などに多くの刺激を受けることと思います。そして、狭い島国の日本や均質的な国民性にとっては、多様・多彩な関心を引き出されるものと思います。

学校の雰囲気はまだ盛り上がっているような印象は受けませんが、この機会をもっと活用して、海外への興味関心、憧れやロマンをかき立てていきたいと思っておりますので、新宿区としてもよろしく願いいたします。

○区長 ありがとうございます。

外国籍児童・生徒の問題について、教育長のお考えも伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○酒井教育長 教育委員会では、平成30年度から始まった新たな教育ビジョンを策定するに当



たり、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の取組を取り上げ、困難を抱える家庭に対して、教育、福祉、保健などの関係部署・関係機関が連携・協力して一体的に支援していく必要性を示しています。また、「子どもの貧困の連鎖を防止するための新宿区の取組」として、教育委員会と区長部局との連携の視点を盛り込んでいます。

羽原委員から御発言があったように、出入国管理法の改正や日本語教育推進法の施行など、これまでの外国人に対する対応や考え方に大きな転機が訪れている今、教育が学校だけで成立することはないものと捉えています。

外国にルーツを持つ子どもたちについても、分け隔てなく勉強ができ、友達をつくり、学校での出来事を家庭で楽しく話すことができる。そして、やがて新宿区をふるさとだと言ってくれるような大人に成長してもらえよう、総合教育会議などの機会を通じて区長との連携をこれまで以上に深めていきたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

外国籍児童・生徒を取り巻く課題については、教育委員会で進められている「日本語サポート事業」や「外国籍等の子どもや保護者への教育支援等」といった事業を例にとっても、段階的かつ多様な取組が展開されていて、新宿区としてできることは、これまでかなり取り組んできているのではないかと思います。

しかし、羽原委員からの御意見がありましたとおり、外国人に対する国の施策が大きな転機を迎えている今、教育や福祉といった部門ごとの考え方でなく、受け手の視点に立った一体的な行政サービスがこれまで以上に求められているものと考えています。

やはり、この国で暮らしていくのであれば、自分の子どもがきちんと進学や就職をして、定着をしていけるよう本来は保護者がサポートをしてあげなければならないことであると思いますが、生活をしていく上ではさまざまな事情もあり、アプローチには難しさが伴うものと改めて感じています。

教育委員会におかれましては、引き続き教育ビジョンに基づく子どもたち一人ひとりのための教育に御尽力いただきますとともに、中学校卒業後、そこから先にアプローチするための進学支援などの取組を推進していただきたいと思います。

区といたしましても、外国人に対するさまざまな施策を総合的に推し進めるとともに、地域に定着している外国人コミュニティなどのチャンネルに対してより効果的な情報提供を行うなど、多方面から工夫・検討を進めていきたいと思っております。

また、羽原委員から、関連として東京2020オリンピック・パラリンピックに向けての御意

見をいただきました。

外国籍児童・生徒を取り巻く課題、また、東京2020大会の開催に向けては、引き続き総合教育会議などの機会を通じて、より一層教育委員の皆様と連携を深めていければと思っています。

それでは、引き続き御意見をお伺いしたいと思いますが、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○**星野委員** 先ほど羽原委員から、東京2020大会がいよいよ間近に迫ってきているという御発言がありましたが、私からは、東京2020大会に向けて、教職員の麻疹・風疹対策について述べたいと思います。

児童・生徒の対策に関しましては昨年度の総合教育会議でも意見交換をさせていただきましたが、新宿区は麻疹・風疹混合ワクチン、いわゆるMRワクチンの第2期の接種率が低く、児童・生徒の麻疹・風疹に対する防御力は高いとは言えません。教室という狭い空間で児童・生徒の中から感染者が発生すれば、当然流行するおそれもありますが、教職員が感染源になるということも考えられます。

麻疹・風疹は感染力が非常に強く、また、根本的な治療法がありません。その合併症は肺炎、脳炎など死に至るものや後遺症を残したりするもの、また風疹に関しては、児童・生徒の家族や教職員本人、またその家族がかかれば、先天性風疹症候群などを発症する可能性があります。かなり危険なものです。

予防方法としては予防接種が唯一の方法であり、ワクチンを2回接種していれば、発病を予防したり、また発病しても症状や感染力の弱い修飾麻疹となることが多いです。

児童・生徒のワクチンの接種率の向上については、入学前の勧奨や入学後の調査・勧奨が大切であり、実際のワクチン接種に当たっては定期接種や新宿区の助成制度などを利用することができます。

しかし、教職員に関しては感染の既往歴や接種歴を把握することが難しく、その把握や対策が急務であると考えています。その方法としては、教職員本人の母子手帳などで既往歴や麻疹・風疹を含むワクチンの接種歴を確認することが大切で、なおかつ記憶ではなく記録として2回の接種が確認できない場合は、MRワクチンの接種を勧奨したり、麻疹・風疹の抗体価の検査を行って、抗体価が低い場合はワクチン接種を勧奨するということになります。

しかし、大人の場合、多くはその費用が自己負担となってしまいます。現在、時限的な国策として40代、50代の男性に対して、風疹第5期定期接種として無料で抗体検査や予防接種

ができる制度が運用されていますし、多くの地域では妊婦や妊娠を希望する女性のパートナーや同居者を対象として同じような抗体検査や予防接種が行われています。

この制度をうまく利用すれば、教職員に対する麻疹・風疹対策に係る費用を教育委員会が全額負担するという形によることなく、かなり財政的な負担を軽減しながら対策を打てる良い機会だと考えています。

国内の麻疹・風疹の発生はまだまだ続いていますし、かなり急速なペースでふえているのも事実です。

5月に新宿区学校保健会では国立感染症研究所の森野紗衣子先生に学校における麻疹・風疹対策のお話をさせていただきましたので、学校関係者も理解をいただいているところかと思いますが、東京2020大会に向けては、児童・生徒だけでなく、教員の感染症に対する管理や対策も重要であると考えておりますので、区長におかれましては御理解と御協力をいただけたらと思っていますところでは。

○区長 ありがとうございます。

星野委員から、東京2020大会を見据えた教職員の麻疹・風疹対策の必要性とその対応策に関する御発言をいただきました。

学校で集団生活を送るに当たっては、子どもたちの接種率を高めることも必要ですが、教員の方々には、子どもたちを守る立場として、自分自身が感染源にならないよう抗体検査と予防接種を受けていただくことが望ましいのではないかと思います。

また、教員の方々にも御家族がいらっしゃると思いますが、もちろんその御家族のためにも、みずから抗体を調べて、接種をしていただきたいと思いますので、各学校・幼稚園で適切な情報の周知を行っていただくとともに、新宿区でも実施していますが、それぞれの先生方がお住まいの自治体で行っている助成制度などを活用していただくことで、全ての教職員の方々にチェックしていただけたらと思います。

昨年度の総合教育会議でも委員からの御発言があったとおり、東京2020大会ではこれまでにないほど多くの国や地域からさまざまな年代の方々がこの新宿区を訪れます。子どもたちのみならず、教職員の方々についても、まずは物理的な手段で感染症のリスクを低減していただくとともに、感染症に対する正しい知識・理解の面からも、引き続き啓発に努めていただきたいと思います。区といたしましても、接種率の向上に向け、努力をしていきたいと考えています。

それでは、引き続き御意見をお伺いしたいと思います。

○古笛委員 私からは、子どもたちの一層豊かな育ちと学びに向けて、人権に配慮した教育活動の推進について、LGBTの問題からアプローチして述べたいと思います。

LGBTとは、御存知のとおりいわゆる性的マイノリティと言われるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとったものですが、このLGBTの問題は実は大変難しく、弁護士会でもLGBT法務研究部というセクションができたり、また、地域のLGBT問題、企業のLGBT問題と並んで、学校におけるLGBT問題ということにも取り組んでいます。

2004年に性同一性障害特例法が成立し、性別変更ができるようになってもう15年たつのですが、なかなか前進していないのが実態です。学校現場におけるLGBT問題についても、平成27年度に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出されてはいますが、どこもまだ十分ではないという指摘がなされています。

最近話題になったのは男女の標準服の問題だと思いますが、実は標準服というのは問題のごく一部、氷山の一角にすぎなくて、ほかにもトイレや着がえ、健康診断、宿泊行事、また、その子を呼ぶときに「さん」で呼ぶのか「君」で呼ぶのかという問題、さらには一人称で「僕」や「俺」、「私」といった言い方も性自認の問題として取り上げられているところです。ですから、学校教育の中でも実にさまざまなシーンでこうした問題に十分配慮していかなければならないと思っています。

また、LGBTとよく一言で言ってしまうのですが、LGBについては同性が好き、あるいは両性が好きということですが、トランスジェンダーについては少し性質の異なる、もっと幅の広い考え方で、いろいろな捉え方があるわけですが、自分の解剖学的な性や社会的な性に違和感を感じている人を広く捉えた概念となります。

こうした性的指向や性自認の問題は一部の特殊な人たちの問題として捉えられてしまいがちで、なかなか難しいところもあるのですが、社会的な関心の高まりをきっかけとして、そもそも男女とは何なのかとか、「男のくせに」「女のくせに」といった考え方がもたらす影響であるとか、そういった幅広い問題として取り入れて、いろいろな人がいるんだという受けとめ方を子どもたちが自然にできるような公教育が重要だと思います。

また、LGBTの問題は、これまでの総合教育会議でも意見交換をした、いわゆる自己肯定感であるとか、いじめや自殺の問題にもつながっていくものです。LGBTの子どもについては、自己肯定感が低かったり、いじめに遭う割合が高い、あるいは自殺に至ってしまう

事例も少なからずあるという指摘がありますので、LGBTは人権の問題という認識を学校現場としても強く持ち、今後の教育活動や学習環境でいろいろな工夫をしていく必要があるのではないかと考えています。

○区長 ありがとうございます。

人権に配慮した教育活動の推進について、教育長のお考えもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○酒井教育長 教育委員会では、各学校において、学校の教育活動全体を通じて計画的な人権教育を推進していきまして、古笛委員から御発言があったいわゆる性的マイノリティの方々についても、機会を捉え、理解を深めています。

古笛委員の御指摘のとおり、いわゆるLGBTへの対応については、考え方を整理すれば足りるということではなく、実際問題として、標準服というものの取り扱いをどうするのか、あるいはトイレや更衣室について対応をどうするのかといった課題にそれぞれの現場で個別具体的に向き合っていく必要があるものです。

現在のところ、学校現場では標準服について柔軟に対応している例などがありますが、子どもたちも一人ひとりに違いがあるのは当たり前のこととして受けとめ、通常の学校生活を送ることができていると聞いています。

引き続き教育活動全体を通じて効果的な指導を行い、子どもたちの人権意識を高めていくとともに、教員研修などを通じて教職員の人権感覚や対応力を磨いていくことが肝要であると考えています。

○区長 ありがとうございます。

人権に配慮した教育活動の推進について、特にLGBTの子どもへの対応の視点から、御意見をいただきました。LGBTを取り巻く課題については、私もその複雑さ、難しさを感じており、思いを同じくしているところです。

例えば、学校のトイレについては、現在の構造にさほど影響を与えずに合理的な判断の中で使い勝手を変えていくという考え方があるかとは思いますが、いわゆる「だれでもトイレ」のようなものを設置したとしても、そこを利用しているということは見てわかってしまいますし、更衣室にしても特別な部屋を用意することが子どもたちの気持ちにかなうかといえば、一概には言い切れないと考えています。古笛委員のお話を伺いながら、そのようなことを感じました。

また、LGBTの中には、グラデーションといいまして、男性のとき、また女性のとき、

あるいはどちらに偏ったということではなくて、自分の性自認というものが絶えず揺れ動いているというような方もいらっしゃると思います。

LGBTとはそれだけ決まった形というものがあるわけではなく、それゆえに社会全体の理解力や想像力が不断に求められているものであると思いますが、教育長からの御発言がありましたとおり、これからの教育を推進していく上では、多様な視点からいろいろな場面について議論し、理解を深めていくことが重要なのではないかと受けとめています。

それでは、引き続き御意見をお伺いしたいと思います。

○今野委員 私からは、東京2020大会後のレガシーとなる取組の充実について、お話ししたいと思います。

平成30年度から始まった新たな教育ビジョンでも、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進を取組の方向性の一つに位置づけまして、各学校では、子どもたちが国際的な交流や親善、また、共生社会の形成といったことに向けてさまざまな学習や体験活動を展開しているところですが、こういうものの中から、その活動が多様に展開されて、大会後もユニークな取組、まさしくレガシーとして続いていくものがあるのかなと思っています。

先日、ある方のお話を伺いまして、オリンピック・パラリンピックの開催地では、スポーツだけでなく、芸術や文化の活動も行われるべきこととなっているということでした。もともとは近代オリンピックの父・クーベルタン男爵の宣言の中にそのような趣旨が含まれていたそうなのですが、特に前々回のロンドン大会では官民を挙げてさまざまな文化プログラムがイギリス中で繰り広げられ、それがレガシーとなって受け継がれているということでした。

東京2020大会の機会においても、イギリスの例と同じようにはいきませんが、スポーツ以外の分野でも、文化的な試みを含めて、新宿区では子どもたちを中心にしながら地域をも巻き込み、多くの世代がかかわるような活動が行われれば素晴らしいことだと思います。

昨年度の総合教育会議でも、東京2020大会に向けた気運醸成について意見交換を行い、中学生による積極的なボランティア活動に対する支援について述べさせていただいたところですが、今年度から各中学校の生徒会が主体的に企画・運営する東京2020大会に関連した生徒会活動を教育委員会が支援する新たな事業が始まりましたので、PTAや地域の方々の参加といった面も含めてどのような取組が見られるか、中学生の斬新なアイデアに期待しているところです。

いずれにしましても、こうした事業を足がかりにした充実した活動が展開されて、結果的

に学校や地域に根づいていく。あるいは、それがさらに地域コミュニティづくりの核になって、一つのレガシーとして継承されていくようになれば素晴らしいことだと思います。生徒会のアイデアをきっかけに地域を活性化していくような教育活動については、今後、教育委員会としても包括的に支援していけるような仕組みを検討していくことも大切ではないかと思っています。

ただ、レガシーを目指すといっても、こうした活動はあくまでも子どもたち、あるいはそれを支援する保護者や地域協働学校運営協議会など地域の方々にとっておもしろい、やりがいがある、あるいは子どもたちのためならばという自発的な気持ちが基盤にあることが大切だと思います。予算があるから、以前からやっているからと義務感だけで行われるのではなく、ぜひ、やりがいや充実感を失わずに運営される配慮・工夫をしつつ、取り組んでいただけたらと思います。

子どもたちや学校、保護者、地域の方々が目的を共有して、常にその原点に立ち返りながらみんなで協議をしていく。そして、その都度柔軟に工夫して継続性ある形で取組をつないでいく結果としてレガシーが生まれていけばいいなと考えております。

○**菊田教育長職務代理者** ただいま今野委員からお話がありました各中学校が行う東京2020大会に関連した創意工夫ある生徒会活動の一環として、先日、牛込第三中学校で行われた「東京2020大会おもてなしボランティア体験」事業の予行的な学習活動に参加してまいりました。これは生徒たちがネイティブの方を相手に英語で道案内をするというプログラムなのですが、生徒4人に対してネイティブの講師1人がグループになって、地域の神社のいわれであるとか、商店や銀行の場所などの具体的な情報について、全て英語でネイティブの方に説明しながら3時間ほどかけて地域を散歩するというものでした。

その3時間の中で、子どもたちは初めはどぎまぎしながら話し始めるのですが、3時間というのは非常に長いですから、子どもたちが冷や汗をかきながら悪戦苦闘しているうちに、本当に一皮むけていく様子を目の当たりにして、同行した大人としては大変おもしろいものでした。もちろん、このプログラムだけで英語がしゃべれるようになるわけではないのですが、片言でも、身振りを交えながら挑戦して、人間として一つ成長していく様子がありありと見てとれたのです。

教育委員会では、平成28年度から英語キャンプも実施していますが、やはり英語キャンプに参加しているような積極的な子どもたちは、こうした場面でも大変アクティブに話します。キャンプ最終日には、東京2020大会を機に外国からたくさんのお客様が来るのだから、私た

ち中学生こそが新宿のまちの案内役、おもてなしの担い手にならなければならないということ英語で流暢に発表するグループもあるほどです。これはこれとして大変うれしく拝見しているのですが、先ほどのプログラムのことが区立中学校PTA協議会で話題になった際、英語は得意でなかったとしても、道案内ならできるであるとか、歴史なら詳しいであるとか、とにかく外国の人と触れ合ってみたいであるとか、そういった子どもたちも全て含めた形で、もっと規模を拡大して参加してもらうことが、より子どもたちの自己評価を高める取組になるだろうという意見がありました。

ここにいう規模とは、参加人数のこともありますが、やはり子どもたち一人ひとりにあるそれぞれの得意を生かそう、あるいは不得意を克服しようというチャレンジ精神をかき立てるような動機づけです。中学生のボランティア活動を支援する取組については、ぜひそうした方向性で取組を充実していただき、その中で得られた成功体験が子どもたち一人ひとりの心にレガシーとして残っていくとよいと思っています。

○区長 ありがとうございます。

東京2020大会後のレガシーとなる取組の充実について、お二人の委員から御意見を伺いました。

今野委員からは、東京2020大会を契機とした教育活動や保護者などを巻き込んだ取組が、地域に愛される学校行事や地域コミュニティづくりにつながっていくことを期待された御意見でした。

また、菊田職務代理者からは、レガシーの創出を見据えた、中学生によるボランティア活動の学習に参加された上での今後の取組の方向性についての御意見をいただきました。

昨年度の総合教育会議において、東京2020大会に向けた気運醸成について委員の皆様と意見交換をさせていただいた結果として、区ではちょうど7月から区立学校の児童・生徒を対象に絵画コンクールを実施し、応募作品を活用した日めくりカレンダーを制作・配付する取組をスタートしています。また、同じく全40校の校舎の壁面等にアスリートの記録を実感できるシルエットシールを貼付し、児童・生徒の期待感を高める取組を進めているところです。

教育委員会におかれては、今年度から、各中学校の生徒会が主体的に企画・運営する東京2020大会に関連した生徒会活動を教育委員会が支援する新たな事業のスタートにつながっているということで、私としましても今後の事業の展開に期待をしています。

ぜひ、各校で行われる取組の目標やおもしろみが、子どもたちや保護者、また地域の方々に共有されるような形で運営されていくよう期待をしますとともに、私といたしましても、



引き続きできる限りの支援をさせていただきたいと思っています。

ここまで「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」の観点から、さまざまな御意見をお伺いしてまいりましたが、教育長からお一言、御発言をいただけますでしょうか。

○酒井教育長 ありがとうございます。

本日は、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」という観点で区長と意見交換を行うことができ、教育ビジョンの取組をより実り多いものとしていく上で、また、今後の教育課題にも柔軟に対応していく上で、大変有意義であったと思っています。

教員の働き方改革については、羽原委員からお話がありましたとおり、時間をかけて丁寧に進めていかなければならない課題です。教科や学習内容の拡充と働き方改革の両立など、目標を実現していくための課題はたくさんありますが、教育の質の低下を招くことがないように、学校現場の工夫や試みを大切に、引き続き着実に取組を進めていきたいと思っています。

また、ICTのさらなる活用や、東京2020大会後のレガシーとなる取組の充実についても、区長にも御協力をいただきながら、教育委員会として研究・検討を進め、今後の展望を持って取り組んでいかなければならない課題であり、意気込みを新たにしたところです。

このほか、外国籍児童・生徒を取り巻く諸課題への対応や教職員の麻疹・風疹対策、人権に配慮した教育活動の推進など、さまざまな切り口から御発言をいただきました。

いずれも、新宿区の子どもたちの一層豊かな育ちと学びを実現していくために欠くことのできない視点であると思いますので、本日の議論を踏まえまして、引き続きしっかりと教育行政を進めていきたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

それでは、そのほか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 本日は、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」の観点から、教育委員の皆様と大変有意義な意見交換を行わせていただきました。

冒頭でもお話をいたしました、今年度は新たな教育ビジョンや総合計画、第一次実行計画に掲げるそれぞれの施策や取組の2年目に当たる大変重要な年となります。

私といたしましても、これらの取組を着実に推進するとともに、社会的な関心や新たな課題等に対しては柔軟に対応し、事業や取組の成果を高めていくことが新宿区の子どもたちの良い育ちと学びにつながっていくものと思っていますので、本日の意見交換をしっかりと

受けとめさせていただいた上で、区政を推進していきたいと思ひます。

本日予定されていた議事は、以上で終了となります。

---

◎ 閉 会

○区長 それでは、これをもちまして令和元年度第1回新宿区総合教育会議を終了いたします。

第2回新宿区総合教育会議の開催につきましては、改めて委員の皆様にお知らせをいたします。

本日は、大変お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございました。

午後 3時05分閉会